

被害者	被保険者	記号	フリガナ			
		番号	氏名	昭・平 年 月 日生 (才) ⑩		
	現住所	〒 - TEL ()				
	被保険者が勤務している事業所 (連絡先)	名称				
		所在地	〒 - TEL ()			
	被扶養者が被害者であるとき	フリガナ				続柄
氏名		昭・平・令 年 月 日生 (才)				

事故相手	加害者	フリガナ			
		氏名	昭・平 年 月 日生 (才)		
		現住所	〒 - TEL ()		
	加害者の勤務先	名称			事業の内容又は職業
		所在地	TEL ()		
	加害者の住所氏名が不明の場合その理由				

事故の内容	傷病名			損害の程度	全治 ヶ月
	事故発生日・場所	事故日時	令和 年 月 日 ()		午前 午後 : 頃
		場所			
	事故発生時の状況	被保険者又は被扶養者	自動車・バイク・自転車・歩行者・交通事故以外 ()		
		加害者(事故相手)	自動車・バイク・自転車・歩行者・交通事故以外 ()		
	所轄警察署	警察に届出済・届出なし・不明 *注1	届出署	警察署	
	過失の度合 (わかる範囲で)	自分(被害者)の過失	0. 10. 20. 30. 40. 50. 60. 70. 80. 90. 100 (%)		
相手(加害者)の過失		0. 10. 20. 30. 40. 50. 60. 70. 80. 90. 100 (%)			

示談状況	示談は成立していますか	成立している	令和 年 月 日 成立
		成立していない・交渉中	令和 年 月 日 現在
	成立していない場合はその理由		
	請求権を放棄した場合	令和 年 月 日	理由

*注1 物損事故で処理した場合、別途「人身事故証明入手不能理由書」の提出を求める場合があります。

加害者の賠償保険加入状況	自動車保険	自賠責保険	保険会社名				
			所在地	〒 - TEL ()			
			契約期間	年 月 日 ~ 年 月 日		フリガナ	
			証明書番号			契約者	
		任意保険	保険会社名			担当者	
			所在地	〒 - TEL ()		フリガナ	
			契約期間	年 月 日 ~ 年 月 日		任意一括	有 ・ 無
			証明書番号			*注2	
	個人賠償責任保険等	保険会社名			担当者		
		所在地	〒 - TEL ()				
		契約期間	年 月 日 ~ 年 月 日		フリガナ		
		証明書番号			契約者		
被害者の人身傷害保険		加入の有無	あり ・ なし 保険会社名 担当者 TEL ()				

治療状況	医療機関	名称					
		所在地	〒 - TEL ()				
	治療期間	令和 年 月 日から(入院 自 月 日 至 月 日) 通院					
	転院した場合	令和 年 月 日から(入院 自 月 日 至 月 日) 通院					
	後遺症	あ る ・ ある見込み ・ な い ・ ない見込み ・ 不 明					
	治療費の支払方法	健康保険・被害者負担・加害者負担(自賠責支払) ・その他()					

損害賠償	相手方に対する損害賠償の請求状況		すでに請求済 ・ 現在のところ未請求					
	相手方からの損害賠償金等の受領状況		受領済 ・ 受領していない					
	*加害者や保険会社から賠償金を受領した場合のみ下欄にご記入ください。							
	賠償金の内訳	治療費	円	慰謝料		円		
		休業補償費	月 日から 月 日までの 日間 × 日額	円				
		葬祭費	円	その他		円		
		見舞金	円	(合計額) 円				
	受領方法	一括	令和 年 月 日 受領					
分割 ()回払い		1回目 円 令和 年 月 日受領 2回目 円 令和 年 月 日受領 3回目 円 令和 年 月 日受領						

*注2 任意一括とは、自賠責保険を含めて任意保険会社が一括して対応している場合です。

受付印

「第三者行為による傷病届」提出について

1. 第三者加害行為とは

あなた及び被扶養者が他人により負傷させられたときのことを言います。

例 交通事故(同乗中、自転車や歩行者等の事故も含む)、暴力行為、スキー等の事故、建物等管理不備による事故、他人の飼犬による咬傷事故等。

2. 治療費について

その治療費は、加害者が当然負担すべきものです(ただし、過失の程度により負担額が変わります)が、その治療を保険診療で受けた場合、治療費の支払いは加害者に代わって当健保組合が立替え払いをします。健康保険法第57条により当健保組合が損害賠償の請求権を取得します。これにより、当健保組合が負担した治療費は直接、加害者または自賠責保険等に請求します。

3. 損害賠償の求償について

治療終了等により当健保組合が自賠責保険等に請求する際、必要な診療報酬明細書(レセプト)の写し等を添付することに、この傷病届の提出をもって同意したものとさせていただきます。(加害者個人への請求の場合は、添付いたしません。)

4. 傷病届について

健康保険で治療を受けたとき、または受けようとするときは必ず傷病届(当健保組合所定の様式)を当健保組合に提出することが、健康保険法施行規則第65条により義務づけられています。提出なき場合は健康保険からの給付費等を制限する場合があります。

5. 傷病届の提出の際、次の書類(○印のもの)を必ず添付してください。

(イ) 事故発生状況報告書

(ロ) 警察の事故証明(の写し)

※事故種別欄が「物損事故」の場合、別途「人身事故入手不能理由書」を提出いただく場合がございます。

(ハ) 誓約書(加害者が当健保組合で立替えた費用を必ず支払う旨の)

※相手方加入の保険会社の記載でも可

(ニ) 念書兼同意書(被保険者、被扶養者記載用)

(ホ) 治療を受けた医師の診断書(治療終了ないしは症状固定時に提出)

(ヘ) 貸与証明書(加害者の車輛が他人名義の場合)

(ト) 示談をしているとき、また、したときは示談書の写し

(チ) その他

6. 示談について

事故発生後すぐに、あるいは治療継続中に示談をすると示談後の治療費は当健保組合の負担とならず、あなた自身の負担となることがございますので、示談する場合は必ず当健保組合にご連絡ください。

なお、ご不明の点または質問等ございましたら、下記に文書または電話でご連絡ください。

〒 601-8112

京都市南区上鳥羽勸進橋町29-2 山幸ビル5階

近畿しんきん健康保険合

☎ 075(671)5386